

食品の表示制度についての意見

平成 14 年 7 月 19 日

岩 崎 充 利

(財団法人 食品産業センター)

「食品の表示制度に関する懇談会」中間とりまとめ骨子(案)の各項目について、以下のとおり意見を申し上げます。

1. はじめに

2. 表示の目的

原案にあるとおり、目的は 事故・危害の防止に役立つこと、商品の選択に役立つこと、を基本とすべきである。

3. 表示項目の見直し

前文については、原案どおりとされたい。

(1) 義務表示と任意表示

義務表示

義務表示の範囲については、添加物表示の内容、加工食品の原料原産地表示、表示対象者(外食・中食等)、直売所等対面販売における表示のあり方等については、いずれも個別的問題であり技術的検討を要するので、本報告書への掲載は行わず、今後、要すれば、別の場でさらに議論していくことが適当。

なお、添加物について記述するとすれば「イ」が適当。

任意表示

原案どおりとされたい。

(2) 用語、定義の統一化

原案どおりとされたい。

(3) その他

原案どおりとされたい。

4. 表示違反の監視、是正のための措置

(1) 監視体制のあり方

原案の本文 3 行目以降「また、行政機構の肥大を招かないため、既存の監視体制の有効利用を図る・・・」を

「また、行政機構の肥大を招かないため、関係機関が連携して現地指導にあたる等既存の監視体制の有効利用を図る・・・」に改められたい。

(2) 是正措置

(3) 企業の自主的な取組み

原案（前文）を次のとおり改められたい。

表示問題については、関係者の自主的な取組みが重要、また企業については、その一環としての自助努力の積み重ねと行動規範作成および遵守についての業界・団体等の取組みが必要

5 . 情報提供等

原案どおりとされたい。

6 . 法律・組織の見直し

行政庁の一元的システムを作ることが基本になると考えている。システムづくりとは、制度的な面と運用の両面を考えて構築していくことが必要である。

7 . おわりに

8 . その他

「製造年月日について」

以下の記述を追加されたい。

食品の製造年月日表示については、平成 4 年から 6 年の間に厚生省及び農林水産省の両省において、関係者を含めた議論及び所要の手続き経過を経て、従来の製造年月日に代わるものとして現在の期限表示制度が、平成 9 年 4 月から完全実施された経緯がある。厚生省生活衛生局長通達(衛食第 31 号 平成 7 年 2 月 17 日)では、「従前の製造年月日等の表示は必要ないものであること。」また、農林水産省食品流通局長通達 (7 食流第 392 号 平成 7 年 2 月 17 日)では「製造年月日の表示を避け、期限表示のみを行うこととされたい。」としていることに留意する必要がある。